

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊交規第417号

令和2年6月11日

横断歩道をはじめとする道路標示の維持管理について（通達）

道路標示については、道路標識とともに適切に設置・管理されなければ、交通規制の効力が失われてしまうことから、適切な維持管理に努め、常に良好な状態が保たれるよう配慮する必要がある。

特に横断歩道の道路標示については、横断歩行者を危険にさらすことのないよう摩耗等により消えかかっている場合は早急に更新を行わなければならない。

しかしながら、膨大なストック数を管理しなければならない上、摩耗状況は交通量等の道路環境に大きく依存することから、管轄区域内の横断歩道の摩耗状況を網羅的に見た上で、優先順位を附して更新を行うことが極めて重要となる。

各警察署においては、特に摩耗率が高い横断歩道をはじめとする道路標示については、道路線補修用スプレーを活用するなど応急的措置を講じるとともに、交通規制上申書により上申した上で、順次更新を実施し、道路標示の維持管理を徹底されたい。

なお、横断歩道の維持管理において、警察庁より、別添1「横断歩道標示摩耗率評価一覧表（全体版）」及び別添2「横断歩道標示摩耗率評価一覧表（部分版）」が示されたことから、執務の参考とされたい。

※ 別添については、警察庁ホームページをご覧ください。